

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 保育三団体協議会被災地支援募金 第一弾を送金(ご協力の御礼) 1
- ◆ 社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について(厚生労働省) 2

◆ 保育三団体協議会被災地支援募金 第一弾を送金 (ご協力の御礼)

1月1日に発災した令和6年度能登半島地震について、全国保育協議会では被災地情報の把握に努めるとともに、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟）において、被災地の保育所等及び保育活動等を支援するための募金を共同実施しています（全保協ニュース No.23-45 参照）。

多くの方にご協力をいただき、この度、支援金第1弾を被災4県（新潟県、富山県、石川県、福井県）の保育組織へ送金を実施いたしました（第1弾支援金総額 31,000,000円）。支援金については、各保育組織にて、被災地域の保育所等並びに保育組織及び被災地域における保育活動等を支援することを目的に使用されます。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

なお、保育三団体支援募金につきましては、令和6年5月31日まで実施しております。詳細につきましては、下記全保協ホームページからご確認ください。

- 全国保育協議会ホームページ ホーム
<https://www.zenhokyo.gr.jp/>

◆ 社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について(厚生労働省)

令和 6 年 4 月 16 日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

令和 5 年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言され、この度の事務連絡により下記の注意喚起がなされました。

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を收受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を收受したとして上記罰則 の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事责任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法 253 条）の対象となり得る。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

事務連絡
令和6年4月16日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。については、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を收受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を收受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事责任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

(参考)

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第 45 条の 21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第 156 条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項（第百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処する。

○ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線 2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp